

若者のための所沢ものづくり企業ジョブガイド実施要領

(目的)

第1条 この要領は、市内で若者の採用を行っている製造事業者を、魅力あるものづくり企業として若者のための所沢ものづくり企業ジョブガイドに事業者の情報を掲載し、若者に向けて情報発信することにより、市内製造業のイメージ及び知名度の向上を図り、製造事業者の将来を担う若年人材の確保を支援することを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 若者 高等学校、大学、公共職業能力開発施設等を卒業後3年未満の者又はこれらの者と同様の待遇で採用する者をいう。
- (2) 製造事業者 統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類において製造業の分類に属する業種に当たる事業を行う事業所（管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。）を有する事業者をいう。
- (3) 若者のための所沢ものづくり企業ジョブガイド（以下「とこジョブ」という。） 第6条第1項による掲載事業者を紹介するための市のホームページ、冊子等をいう。

(掲載要件)

第3条 とこジョブに事業者情報を掲載できる要件（以下「掲載要件」という。）は、別表のとおりとする。なお、その他市長が認める事業者は別とする。

(申請)

第4条 とこジョブに掲載を希望する者（以下「申請者」という。）は、とこジョブ掲載申請書（様式第1号）及びとこジョブ掲載要件確認書（様式第2号）に市長が必要と認める書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(現地調査等)

第5条 市長は、掲載可否を判断するために必要があると認めるときは、申請者に対し、実地について調査をすることができる。

- 2 市長は、申請者に対し、必要な資料の提出を求められることができる。この場合において、当該資料の提出に係る費用は、申請者の負担とする。

(掲載の決定等)

第6条 市長は、第4条第1項の申請があったときは、速やかにその内容の審査を行い、掲載の適否を決定し、掲載決定通知書（様式第3号）又は不掲載決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、掲載の決定を受けた者（以下「掲載事業者」という。）の事業者情報をとこジョブに掲載するとともに積極的に情報発信に努めるものとする。

(報告)

第7条 掲載事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに市長に報告しな

なければならない。

- (1) 名称、代表者、所在地等を変更したとき。
- (2) 事業活動を中止又は廃止したとき。
- (3) 若者の採用活動を行わないとき。
- (4) その他申請書記載事項に変更が生じたとき。

(掲載の期間及び再掲載)

第8条 第6条第1項の規定による掲載の期間は、市ホームページに掲載された日から5年が経過する日の属する年度の3月31日までとする。

- 2 前項の規定による掲載の期間満了となる場合において、継続して掲載を希望する者は、掲載の期間満了の30日前までに、継続申請書(様式第5号)に市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(掲載事業者の責務)

第9条 掲載事業者は、掲載要件を誠実に遵守し情報発信を行うとともに、若者の採用活動を積極的に行うよう努める。

- 2 掲載事業者は、毎年度の3月31日までに、とこジョブ掲載要件確認書(様式第2号)を提出しなければならない。

(掲載の取消し)

第10条 市長は、掲載事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、掲載を取り消すものとする。

- (1) 申請者の要件を欠くに至ったとき。
- (2) 虚偽の申請により決定を受けたとき。
- (3) 掲載要件に適合しないと認められたとき。
- (4) 公序良俗に反し又はそのおそれのあることが認められたとき。
- (5) 第2条第1項第2号に定める製造事業活動を中止又は廃止したとき。

- 2 市長は、掲載を取り消したときは、その旨を当該事業者に通知するものとする。

(掲載要件の変更等)

第11条 市長は、必要があると認めるときは、第3条第1項第2号の掲載要件について変更することができる。この場合において、掲載事業者が掲載要件に適合しなくなったときであっても、掲載要件に適合しているものとみなす。

(掲載事業者の報告等)

第12条 市長は、必要があると認めるときは、掲載事業者に対し、若者の採用状況の報告を求めることができる。

- 2 市長は、掲載内容を確認するために必要があると認めるときは、掲載事業者に対し、実地について調査をすることができる。

3 市長は、掲載事業者に対し、必要な資料の提出を求めることができる。この場合において、当該資料の提出に係る費用は、掲載事業者の負担とする。

(損害に対する責任)

第13条 とこジョブへの事業者情報の掲載が第1条に規定する目的の下に行われることに鑑み、掲載事業者が行う事業活動により生じた損害等について、その原因のいかんを問わず、市は一切の責任を負わない。

(その他)

第14条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和2年12月21日から施行する。

別表

【若者のための所沢ものづくり企業ジョブガイド 掲載要件】

- 1 所沢市内に製造を行う事業所を有する事業者であること。
- 2 「若者」※1 を対象とする正社員の求人募集を行い又は行う予定があること。
- 3 過去3年間に新規学卒者等の採用内定取消しを行っていないこと。
- 4 過去3年間に事業主都合による解雇又は同様の都合による退職勧奨を行っていないこと。
- 5 前事業年度に正社員が月45時間以上の時間外労働を6か月以上していないこと。※2
- 6 前事業年度に正社員の有給休暇年間付与日数が10日以上あること、かつ年間5日以上有給休暇を取得していること。
- 7 現在、雇用保険の適用対象となる労働者を1名以上雇用していること。
- 8 労働基準関係法令の違反で送検され、又は指導され、埼玉労働局により企業名が公表されていないこと。
- 9 過去3年以内に雇用関係助成金の不正受給が確認され、埼玉労働局により企業名が公表されていないこと。
- 10 過去3年以内に休業4日以上労働災害が2件以上発生していないこと、かつ死亡災害が発生していないこと。
- 11 この実施要領による掲載を取り消された日から起算して3年以上経過していること。
- 12 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成30年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員が役員となっていないこと。
- 13 市税を滞納していないこと。※3
- 14 市ホームページ等の利用により、採用に係るトラブルが起きた場合、自らの責任と費用をもって誠実に解決すること。

※1 「若者」とは主に、高等学校、大学、公共職業能力開発施設等を卒業後3年未満の者又はこれらの者と同様の待遇で採用する者をいう。

※2 資本金3億円以下又は従業員300人以下の中小企業については、2020年4月1日から労働基準法における時間外労働の上限規制が定められているため、2021年4月1日より適用する。

※3 市税とは、所沢市税条例（昭和25年告示第76号）第3条に掲げるものをいう。